

## 学校の運動部活動運営方針

秋田県立本荘高等学校 定時制課程

令和元年5月29日策定

### 1 方針

#### 1-1 活動日の設定について

- (1) 週に2日以上の日を設定する。
- (2) 学校の休業日は、原則として活動を行わない。学校の休業日に活動を行う際は、アルバイト等との両立を考慮し、生徒の体調に沿った無理のない計画を立てる。
- (3) 平日の放課後に活動可能な時間が最大で45分間であることから、平日は休養日の設定を義務づけず。ただし、前項(1)、(2)の内容に反しないこと。
- (4) 始業前の部活動を行った生徒は、放課後の活動に参加しない。
- (5) 定期考査1週間前から終了前日までは、原則として休止日とする。
- (6) 長期休業中の活動に関しては、前項(1)～(2)と同じ扱いとする。

#### 1-2 活動時間について

- (1) 平日の放課後の活動は21:20までに終了する。遅くとも21:30には退校できるようにする。遅い時間の活動となるため、公共交通機関を利用して登下校している生徒に関しては、終了時間を早める等の配慮を行う。
- (2) 平日の始業前の活動について、学習活動や生徒の体調に影響が出ないよう特に配慮する。始業前の活動は、参加する生徒の中で最も始業が早い生徒の始業1時間前までに終えることとする。
- (3) 長期休業中の活動時間については、生徒の就業状況等を考慮し、相談の上で決定する。活動時間は長くとも2時間半までとする。

### 2 留意事項

- (1) 荒天時には、管理職、特活主任と相談の上、帰宅手段の確保を徹底した上で活動を行う。特に冬期間(降雪時)の荒天時には積極的に活動を休止する。
- (2) 長期休業中に活動を行う場合、または校外で活動を行う場合、活動計画を校長に提出し、承認を得てから生徒・保護者へ配付し活動を行うこと。
- (3) 文化部の活動については、この方針に準ずるものとする。
- (4) 兼部している生徒について、この方針の内容に反しないよう各部顧問が連携すること。